

令和8年度 檀原市公平委員会（第1回）議事録

日 時 令和8年5月18日（月）午前9時30分から
場 所 檀原市役所分庁舎3階 会議室B
出席者 委 員：山西委員長、山本（裕）委員、山本（吉）委員
事務局：平林局長（書記長）・西岡・頃橋・前田書記
傍聴人 なし（一部非公開）
案 件 日程第1 檀原市教職員組合の職員団体登録事項変更届について
日程第2 檀原教職員組合の職員団体登録事項変更届について
日程第3 苦情相談について
日程第4 その他

事務局 定刻になりましたので令和8年度第1回公平委員会を開催したいと思います。本日はお忙しい中ありがとうございます。開会にあたりまして事務局長よりご挨拶申し上げます。

事務局長 おはようございます。事務局長を務めます平林でございます。本日、令和8年度第1回公平委員会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。日頃から、本市の人事行政の推進に向けまして、格別のお力添えをいただいておりますこと心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、本日は議事に入ります前に、事務局の顔ぶれが変更となっておりますのでご紹介をさせていただきたいと思います。まず昨年度まで事務局長を務めました大鳥が副部長に昇格しております。そして私平林が前職の課長補佐から事務局長として引き継いでおるところでございます。また新たに西岡を迎えてございます。よろしく申し上げます。不慣れな点もあるかと存じますが、委員の皆様のご指導を仰ぎながら、誠心誠意取り組んでまいりたいと思います。

本日の審議事項といたしましては、先ほど諸橋の方から少し申し上げましたけれども、例年の教職員の教職員に係ります職員団体の登録の変更それから苦情相談案件などを予定してございます。皆様には早朝からお集まりいただき恐縮でございます。限られた時間ではございますが、本日も実りあるご審議を賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

委員長 各委員におかれましては、「令和8年度第1回公平委員会」にご出席いただきありがとうございます。ただいまから、檀原市公平委員会を開催いたします。本日の案件は、議事日程表にございますように、4件でございます。それでは、議事日程に従いまして進めることにいたします。

まず、「日程第1 檀原市教職員組合の職員団体登録事項変更届について」を議題といたします。本件につきましては、当委員会て職員団体の登録をいたしております「檀原市教職員組合」から、役員改選に伴い、登録の記載事項に変更が生じた旨の届出があったものでございます。本件審議の方法といたしましては、まず、本件変更届出の内容について事務局からの報告を受けまして、その後、当該届出が「地方公務員法」、「職員団体の登録に関する条例」及び「当該職員団体の規約」等の規定に

照らし、適正なものであるかどうか、審査することといたします。それでは、事務局から説明願います。

事務局

では事務局より説明いたします。本件については、檀原市教職員組合から4月23日付同日受理で役員改選に伴う登録事項の変更について、また5月18日付同日受理で規約の改正にかかる変更届が提出されました。まず、役員改選にかかる職員団体登録事項変更届をご覧ください。当組合の規約により、役員の任期は定期総会から次の定期総会までとなっており、役員は構成員の直接秘密投票において有効投票数の過半数をもって選出され、定期総会において承認を受けることとなっています。変更届の裏面に記載されていますが、当組合では3月16日に役員選出の投票が行われ、役員全員が有効投票数の過半数を得て選出され、4月16日に開催されました定期総会において、当該役員人事が承認されております。

また、規約の改正についても行われておりますので、まず初めに、規約採択証明書をご覧ください。規約改正についても、組合構成員の直接かつ秘密の投票において、構成員の過半数をもって採択されることになっています。実際、規約の改正に係る直接かつ秘密の投票は5月17日に行われ、役員全員が組合構成員の過半数を得て選出されております。

続いて、改正後の規約において変更箇所をご覧ください。第8条では、「この組合は学校ごとに分会をおく」となっておりますが、変更前は「学校・園」となっておりました。第9条では、「3. 財政部」が追加されております。第22条では、「5. 檀原人権ネットワーク」が追加されております。第33条では、重要なことを決めるときの投票総数などについて定めておりますが、「議決は構成員の3分の2以上の出席による総会で、投票総数の4分の3を超える賛成によって決める。または、全ての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数によって決める。」こととされ、その重要な項目に規約の改廃を加えています。

次に、檀原市教職員組合の選挙規程の方ですけれども、第7条で、告示を10日前から14日前に延ばしております。第12条は新設で、各部長の決定方法について定められています。事務局からの説明は以上です。

委員長

ただいまの事務局からの説明についてご質問ご意見がございましたらご発言ください。

委員長

檀原市教職員組合からこの規約改正についての具体的な必要性とか、その背景のご説明というのはあったのでしょうか。それともこういうふうに変えますよってという一応の届け出があっただけなののでしょうか。

事務局

はい、今回も例年どおり役員の改選に伴う変更届の手続きを進めておりましたところ、規約の改正もあったとのことでしたので、その内容を確認させていただきました。すると第33条の規定が地方公務員法第53条の規定に適合しない内容となっていたことが判明し、このままでは職員団体として登録を継続することはできない旨を申し上げたところ、檀原市教職員組合のほうで急遽投票を行い、地方公務員法に則った規約に改正されました。

委員長

実態も規約も地方公務員法の規定に沿った内容になっているという理解でよろしいですか。

事務局

はい。

委員

組合員総数が3月から5月で減っているのですね。

事務局 役員改選は前年度3月、規約改正は現年度5月ということで違いがあります。直接は関係がないかもしれませんが、幼稚園でいいますと、幼稚園教諭の資格だけを持った方はもう採用されておらず、保育士資格を併せて持っている方ばかりになっており、そういった方は教職員組合ではなく市職員組合への加入となっております。

委員長 他にないようでしたら、檀原市教職員組合の職員団体登録事項の変更については、当該届出を適正なものとして認め、引き続き登録することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 それではご異議なしと認め、本件については本届出のとおり登録することといたします。

次に、「日程第2 檀原教職員組合の職員団体登録事項変更届について」を議題といたします。本件につきましては、当委員会で職員団体の登録をいたしております「檀原教職員組合」から、役員改選に伴い、登録の記載事項に変更が生じた旨の届出があったものでございます。それでは、まず、事務局から説明願います。

事務局 本件については、「檀原教職員組合」から令和8年4月28日付け、5月1日受理で、役員改選に伴う登録事項の変更について届出がありました。当組合の規約も、役員任期は定期総会から次の定期総会までであり、かつ、役員は構成員の秘密・無記名投票において、有効投票数の過半数をもって選出されることになっています。変更届の裏面に記載がありますが、当組合では4月27日に役員選出の投票が行われ、役員全員が有効投票数の過半数を得て選任され、同日に開催されました定期総会において、当該役員人事が承認されております。以上から、本件届出についても地方公務員法及び条例の規定により、届出自体には問題がないものと判断されます。

なお、当組合の規約改正はございませんでしたが、規約を確認しましたところ、第4条中、「この組合の本部（書記局）は書記長在任校」に「おく」とありますが、地方公務員法に、規約に記載する事項として「主たる事務所の所在地」とありますので、今後、書記長が交替するたびに毎年、所在地の変更が必要になるかもしれませんが、所在地を具体的に記載するように修正する方向で教示すべきではないかと考えています。以上です。

委員長 ただいまの事務局からの説明についてご質問ご意見がございましたらご発言ください。

委員 書記長が毎年替わられるのであれば、このような記載になるような気がします。

委員長 一般的にはこのような概括的な定め方は、逆に書記局はどこなんだという問題が発生した場合にそういうトラブルも引き起こさざるを得ないので具体的な所在地を書いておいた方がよいでしょうし、普通は具体的な所在地を定めるのかなというふうには感覚的には思います。ただ、組合の規約をどう定めるかは確かに自由とのバランスの問題なのかなと。

委員 具体的な所在地を記載した場合は、毎回規約の改正を行うことになるのですね。

委員長 組合の方で今後検討していただきながら、こちらとしては疑義がないわけではないことをお伝えしておいたほうがよいでしょう。

委員長 他にないようでしたら、檀原教職員組合の職員団体登録事項の変更については、当該届出を適正

なものと認め、引き続き登録することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 それではご異議なしと認め本件については本届出のとおり登録することといたします。

次に「日程第3 苦情相談について」を議題といたします。本件について事務局に説明を求めます。

「日程第3 苦情相談について」は、非公開

委員長 続いて、「日程第4 その他」を議題といたします。本件について、事務局に説明を求めます。

事務局 まず公平委員会連合会関係の日程ですけれども、令和8年度奈良県公平委員会連合会理事会、総会及び事務研究会につきましては、令和8年7月6日に桜井市内にて開催される予定です。委員長におきましては監査役の関係でご出席いただくことになるのかなと思っております。また本日審議いただきました職員労働組合の関係で、橿原市職員労働組合につきましてまた例年通りであれば11月頃に総会での役員交代を受けての変更届の審査が必要となってまいりますので、またよろしく願いいたします。

委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会は終了させていただきます。皆さん、本日はどうもありがとうございました。

終了 午前10時45分

以上のとおり、議事録を調製した。

令和8年5月18日

委員長 山西 賢次

委員 山本 裕

委員 山本 吉佐子